

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正について

## <改正点> 職員配置基準

乳児4人以上を入所させる場合、保育士1名に代えることができる職種について、現行の「保健師」「看護師」に加え、新たに「准看護師」を認めるもの。

### <保健師・看護師・准看護師の法的位置付>

#### ○ 保健師

資格：保健師国家試験及び看護師国家試験に合格、厚生労働大臣免許

業務：保健指導に従事することを業とする者

#### ○ 看護師

資格：看護師国家試験に合格、厚生労働大臣免許

業務：傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者

#### ○ 准看護師

資格：准看護師試験に合格、都道府県知事免許

業務：医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくははじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者

# 【国】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正 (平成27年3月31日厚生労働省令第63号)

改正後（平成27年4月1日）	改正前（平成27年3月31日以前）
<p>(職員) 第三十三条 （改正なし）</p> <p>2 （改正なし）</p> <p>附 則（平成一〇年四月九日厚生省令第五一号） (経過措置) 2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。(平一四厚労令一四・平二六厚労令一〇・平二七厚労令六三・一部改正)</p>	<p>(職員) 第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p> <p>附 則（平成一〇年四月九日厚生省令第五一号） (経過措置) 2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

# 東京都の現行規定

## ＜東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例＞

(職員)

第四十三条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

## ＜東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則＞

(保育所の職員)

第十六条 条例第四十三条第二項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所一につき二人を下回らないものとする。

附 則

(経過措置)

5 乳児四人以上を入所させる保育所に係る第十六条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

# 「保健師助産師看護師法」抜粋

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。